

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダーシステム確保維持計画を含む）

平成30年6月15日

南アルプス市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

南アルプス市地域内フィーダーシステム確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南アルプス市は平成15年4月に「八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町」の旧6町村が合併し誕生しました。総面積264.14平方キロメートル（平成26年10月1日画定）、山梨県の面積の約5.9パーセントを占めています。人口は70,828人（平成27年国勢調査による）であり、緩やかに減少しています。

平成18年度には市内循環バスの試行運転を実施。市内の主な病院・ショッピングセンター・市役所などを循環運行し、運賃を無料にしましたが、一便当たりの平均利用者が少なく、継続的導入には至りませんでした。

平成19年度に行った市民アンケートの結果から、市内循環バスでは、バス停の設置場所や運行本数などの運用面を改善しても利用者の増加はあまり見込められず、市外主要施設（鉄道駅・病院など）へのバス路線を望む意見が多かったことから、対象区域を南アルプス市全域及び甲斐市・中央市の鉄道駅とし、市外への通勤・通学・買物・通院といったニーズに応える広域的な公共交通ネットワークの整備と交通結節点機能を確保するため、鉄道の代替となるバス路線整備、JR中央線・JR身延線の鉄道駅と連携し、乗り継ぎの円滑化を目標とした南アルプス市地域公共交通総合連携計画を平成21年度に策定。同年度に南アルプス市地域公共交通活性化・再生総合事業計画（計画期間3年）も策定し、平成22年4月からコミュニティバスの試験運行を開始しました。

平成22年度から24年度にかけて、ルートの変更、便数の変更、運賃の変更などを行い試験運行を実施しましたが、利用者が限定的であり、受益者負担による収入が見込めない事から継続は困難との見解に至り、平成25年3月をもって試験運行を終了しました。

平成25年3月には地域幹線となっていた路線バスの一部廃止等もあり、公共交通網の空白地域が生まれました。今後高齢化社会を迎えるなか、自動車が運転できない市民が増加しており、市民からも新たな公共交通網構築への要望が増す中、平成26年から平成27年にかけて、新たなバス路線の構築が検討され、平成27年10月1日からコミュニティバスの運行を開始しました。

利便性を向上させ利用者を増加させていくための改善策として、平成28年10月1日からバスの発着拠点を設け、乗換えが容易にできるようにしました。また、事業年度の途中でありましたが路線の見直しと併せ平成29年6月1日より、バス拠点を市中心部の商業施設付近に移動し、地域幹線バスやコミュニティバス間の乗り継ぎを改善しながら運行を継続しています。

本市には、軌道系交通手段が無い場合、公共交通としての地域幹線バスは重要度が高く、またコミュニティバスは市内の商業施設、病院、官公庁等を結んでおり生活交通の役割を果たしているため、今後も路線の確保、維持、改善に向けた取り組みを継続していくことが求められています。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

定量的な目標

<地域内フィーダー系統>

コミュニティバス事業：年間利用者：22,000人以上

(2) 事業の効果

コミュニティバスを運行することにより市内の病院、商業施設、官公庁施設、学校などへの移動が可能になり、公共交通空白地域が解消できます。また、地域幹線バスやJR駅へ接続することで市内外への往来ができ広域交通を確保ができます。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業

- ・公共交通マップの作成・市内全戸配布する。
- ・利用促進のため、市内グループへバス利用方法の説明会を行う。
- ・PR活動のため、市民グループや保育園児対象の体験乗車を行う。
- ・利便性向上のため路線の見直しやバス停の増設を行う。
- ・地域幹線バスへの接続調整を行う。
- ・一部の路線を駅と結び、通勤・通学の支援を行う。

実施主体：南アルプス市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統

・芦安線、八田・白根線、若草・甲西線の3路線を地域公共交通確保維持事業で地域幹線バスとの連携を含め1日8便(土日祝日7便)を運行する。

(2) 事業の概要

●芦安線(市立美術館～巨摩共立病院～徳州会病院～白根支所～市立美術館)

運行内容	運行期間	平成30年10月1日～平成31年9月30日
	路線の目的	地域内フィーダー路線
	接続する地区 幹線バス系統	甲府駅～野牛島～御勅使線 中央病院～西野～小笠原下仲町線 他2路線
	運行予定者	山梨交通株式会社
	運行日	毎日
	運休日	年末年始(12/29～1/3)
	運行時刻	午前7時15分から午後5時10分まで
	運行便数	8便(往復4便)、土祝日のみ7便(往復3.5便)
	運賃	・通常運賃(1乗車100円)・1日券(300円) ・定期券(3,000円)・割引定期券(2,500円)

●八田・白根線(市立美術館～白根支所～徳州会病院～白根Aコープ～八田支所～樹園)

運行内容	運行期間	平成30年10月1日～平成31年9月30日
	路線の目的	地域内フィーダー路線
	接続する地区 幹線バス系統	甲府駅～野牛島～御勅使線 他2路線
	運行予定者	山梨交通株式会社
	運行日	毎日
	運休日	年末年始(12/29～1/3)
	運行時刻	午前7時20分から午後7時00分まで
	運行便数	8便(往復4便)、土祝日のみ7便(往復3.5便)
	運賃	・通常運賃(1乗車100円)・1日券(300円) ・定期券(3,000円)・割引定期券(2,500円)

●若草・甲西線(市立美術館～十日市場～やまなみの湯～甲西支所～高原病院～南アルプス市役所～市立美術館)

運行内容	運行期間	平成30年10月1日～平成31年9月30日
	路線の目的	地域内フィーダー路線
	接続する地区 幹線バス系統	甲府駅～十五所～鯉沢線 他2路線
	運行予定者	山梨交通株式会社
	運行日	毎日
	運休日	年末年始(12/29～1/3)
	運行時刻	午前7時10分から午後7時15分まで
	運行便数	8便(往復4便)、土祝日のみ7便(往復3.5便)
	運賃	・通常運賃(1乗車100円)・1日券(300円) ・定期券(3,000円)・割引定期券(2,500円)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

南アルプス市

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

山梨交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
補助対象事業者が協議会ではないので記載せず。
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※対象外
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※対象外
(2) 事業の効果
※対象外
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※対象外
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。

17. 協議会の開催状況と主な議論

南アルプス市地域公共交通活性化協議会

(1) 協議会の開催状況

平成30年6月15日

地域内フィーダー系統確保維持計画の内容に対し協議

(2) 主な議論

18. 利用者等の意見の反映状況

平成29年10月1日（路線変更）～平成30年5月1日までの期間で住民から寄せられた意見及び市民満足度調査の意見及び各種団体からの意見参考に、本計画書を作成した。

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	山梨県リニア交通局交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	社団法人山梨県バス協会 山梨交通株式会社 山梨県タクシー協会 南アルプス市企業局 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 山梨県中北建設事務所 南アルプス市建設部
地方運輸局	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
その他協議会が必要と認める者	山梨交通労働組合 南アルプス市警察署 南アルプス市自治会連合会 南アルプス市社会福祉協議会 南アルプス市老人クラブ連合会 南アルプス市障害者福祉会 南アルプス市女性団体連合会 南アルプス市商工会 南アルプス市農業協同組合 南アルプス市観光協会 住民代表（6人） 学識経験者



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額

<p>予測費用</p> <p>補助対象経費</p>	<p>予測収益</p>
---------------------------	-------------

欠損

＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率
1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が1人/1便以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象システムのイメージ

